

豊田市水道工事分担金要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 水道施設布設工事分担金
 - 第1節 受託分担金工事（第3条～第9条）
 - 第2節 承認分担金工事（第10条～第15条）
- 第3章 水道施設移設改良等工事分担金（第16条～第22条）
- 第4章 水道施設修繕工事分担金（第23条～第29条）
- 第5章 雑則（第30～第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市水道工事分担金条例（昭和46年条例第1号。以下「条例」という。）及び豊田市水道工事分担金規程（昭和46年水道局管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の区分）

第2条 この要綱に定める分担金の区分は、次のとおりとする。

- （1）水道施設布設工事分担金
 - ア 受託分担金工事
 - イ 承認分担金工事
- （2）水道施設移設改良等工事分担金（給水装置を含む。）
- （3）水道施設修繕工事分担金（給水装置を含む。）

第2章 水道施設布設工事分担金

第1節 受託分担金工事

（適用範囲）

第3条 この節の規定は、条例第3条第1号に規定する水道施設の工事に適用する。

（工事の申込み）

第4条 前条の工事を申し込む者（以下この節において「申込者」という。）は、水道施設布設工事申込書（様式第1号）（以下「布設申込書」という。）に別表第1に掲げる書類を添付して事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 申込者は、豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）第2条第1項の

給水装置工事承認申請書（以下「給水申請書」という。）の提出と同時に布設申込書を提出しなければならない。ただし、開発行為の場合については、この限りではない。

- 3 申込者は、布設申込書を提出する前までに、配水管の布設位置、水道施設用地（以下「水道用地」という。）の取得の有無、水道用地の寄附の時期、工程等、水道施設の計画について管理者と協議を行わなければならない。

（決定の通知）

第5条 管理者は、前条第1項の規定による布設申込書を受理した場合、当該申込みに係る工事の施工の可否及び受託分担金の額を決定（工事の施工を可とした場合に限り。）し、工事施工決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により受託分担金の額を決定した場合、管理者発行の納入通知書（以下単に「納入通知書」という。）を申込者に送付するものとする。ただし、第6条第3項の協議等により納入通知書が不要な場合は除く。

（受託分担金の額）

第6条 受託分担金の額は、総経費（規程第3条第1項に規定する総経費をいう。以下同じ。）の額とする。

- 2 規程第3条第1号ただし書の特別な費用には、測量、調査、設計、監理に関する委託費を含むものとする。また、水道用地を管理者で取得する必要がある場合は、水道用地の取得に係る費用も含むものとする。
- 3 規程第4条ただし書の管理者が必要と認めた場合とは、申込者が国、県、市又はこれらに準ずる公共性を有する団体（以下「公共団体」という。）であって、公共団体が決定通知書の受理（工事の施工を可とした場合に限り。）後に管理者と分担金の納入方法及び納入時期について協議し、協議書又は協定書が作成された場合をいう。

（工事の施工）

第7条 工事の施工は、管理者が行うものとする。

- 2 第4条第3項の協議の結果、水道用地の取得が必要な場合は、原則その水道用地は申込者が取得したうえで、申込者は、水道施設寄附採納届（様式第12号）（以下「寄附採納届」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、第4条第3項の協議により定められた期日までに管理者に提出し、水道用地の寄附及び登記事務をしなければならない。ただし、第4条第3項の協議の結果、水道用地について申込者が取得することができないと管理者が判断した場合、水道用地は管理者が取得するものとし、申込者は地権者との交渉等に協力をしなければならない。

（工事の変更及び中止）

第8条 申込者の原因による工事の変更（中止の場合を含む。）（以下この節において単に「工事の変更」という。）を行う必要が生じた場合、管理者及び申込者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込者は、工事の変更を行う必要が生じた場合、速やかに管理者と変更の内容等について協議

を行わなければならない。

(2) 申込者は、工事の変更を行う場合、工事変更申込書（様式第3号）（以下「変更申込書」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、軽微な変更等管理者が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(3) 管理者は、前号に規定する変更申込書を受理した場合、工事変更決定通知書（様式第4号）（以下「変更決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、自らが発注する工事において工事内容等を変更する必要が生じた場合、変更内容について申込者と協議し、その結果を施工変更通知書（様式第5号）（以下「変更通知書」という。）により申込者に通知するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

3 管理者は、工事の変更により分担金の追徴が必要となった場合、変更による分担金の額を決定し、納入通知書を申込者に送付するものとする。

（分担金の精算）

第9条 管理者は、条例第6条の規定により分担金の精算の必要が生じた場合、分担金の精算額を決定し、分担金精算通知書（様式第6号）（以下「精算通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 分担金の還付が必要な場合、申込者は、前項の精算通知書の受理後、速やかに豊田市上下水道局指定請求書（以下「請求書」という。）を管理者に提出するものとする。

3 分担金の追徴が必要な場合、管理者は、第1項の精算通知書に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

第2節 承認分担金工事

（適用範囲）

第10条 この節の規定は、条例第3条第1号に規定する水道施設の工事のうち、次の各号のいずれかに該当し、管理者が認めた工事に適用する。

(1) 口径50ミリメートルの配水管を布設する水道工事

(2) 公道内の本管から延伸又は分岐し、開発区域内に配水管を布設する水道工事

(3) 開発行為に起因して、既設配水管に単独で消火栓を設置する水道工事

（工事の申込み）

第11条 前条の工事を申し込む者（以下この節において「申込者」という。）は、布設申込書に承認分担金工事誓約書（様式第7号）はじめ、別表第1に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 申込者は、給水申請書の提出と同時に布設申込書を提出しなければならない。ただし、前条第2号及び第3号の工事の場合については、この限りではない。

3 申込者は、布設申込書を提出する前までに、配水管及び消火栓の布設計画、工程等、水道施設の計画について管理者と協議を行わなければならない。

（決定の通知）

第12条 管理者は、前条第1項の規定による布設申込書を受理した場合、当該申込みに係る工事の施工の可否及び承認分担保金の額を決定（工事の施工を可とした場合に限る。）し、決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により承認分担保金の額を決定した場合、納入通知書を申込者に送付するものとする。

（承認分担保金の額）

第13条 承認分担保金の額は、総経費のうち、事務費、消費税及び地方消費税の額とする。

2 前項の事務費の単価については、毎年度改めるものとする。

（工事の施工）

第14条 工事の施工は申込者が行うものとし、工事について管理者及び申込者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）水道工事施工業者は、布設申込書を提出する時点において以下の事項を全て満たす豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者でなければならない。

ア 共通事項：本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

イ 建設業許可：一般建設業許可又は特定建設業許可（水道施設工事）を受けていること。

ウ 施工実績：豊田市上下水道局発注による水道施設工事又は豊田市上下水道局承認による承認分担保金工事のいずれかを、申請年度前10年間に施工完了した施工実績（下請けとしての実績は不可とする。）を有すること。

（2）申込者は、第12条第1項の決定通知書の受理後速やかに工事の施工に関して管理者と詳細を協議しなければならない。

（3）第10条第1号及び第2号の工事における配水管布設場所は、公共団体が現に管理する道路又は事業完了後に水道用地若しくは公共団体の管理する道路として帰属や寄附がされる場所とする。

（4）申込者は、工事に着手する前に別表第2に掲げる書類を添付した工事着手届（様式第8号）及び工所用材料使用届（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。工所用材料使用届については、工所用材料を使用する前までに管理者の確認を受けなければならない。

（5）申込者は、豊田市上下水道局「水道管工事標準仕様書」及び道路管理者等の占用許可条件に従い施工しなければならない。

（6）第10条第1号に掲げる工事の期間は、工事着手届に記載の着手日から90日以内とする。

（7）申込者は、工事の変更（中止の場合を含む。）を行う必要が生じた場合、事前に管理者と協議の上、変更申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、協議の結果、布設延長10メートル以内の軽微な変更等管理者が必要ないと認めた場合は、変更申込書の提出は必要ないものとする。

（8）管理者は、前号の変更申込書を受理した場合、変更決定通知書により申込者に通知するものとする。

（9）申込者は、工事が完成したときは、速やかに工事完成届（様式第10号）に別表第3に掲げる書類を添付して管理者に提出するとともに、完成検査を受けなければならない。

（10）管理者は、前号の工事完成届を受理した場合、受理後14日以内に完成検査を実施し、工事

が適正に完了したと認めたときは、工事検査結果通知書（様式第11号）により申込者に通知するものとする。

(11) 管理者は、前号の完成検査の結果、不備があると判断した場合、申込者に対し補修等必要な措置を命じるものとする。この場合において、当該必要な措置の完了をもって工事の完成とみなし、第9号及び第10号の規定を適用する。

(12) 申込者は、第10号の完成検査に合格したときは、工事検査結果通知書を受領した日から7日以内に寄附採納届に別表第4に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(分担金の精算)

第15条 管理者は、条例第6条の規定により分担金の精算の必要が生じた場合、分担金の精算額を決定し、精算通知書により申込者に通知するものとする。

2 分担金の還付が必要な場合、申込者は、前項の精算通知書を受領後、速やかに請求書を管理者に提出するものとする。

3 分担金の追徴が必要な場合、管理者は、第1項の精算通知書に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

第3章 水道施設移転改良等工事分担金

(適用範囲)

第16条 この章の規定は、条例第3条第2号に規定する水道施設の工事に適用する。

(工事の申込み)

第17条 前条の工事を申し込む者（以下この章において「申込者」という。）は、水道施設移転改良等工事申込書（様式第13号）（以下「移転申込書」という。）に別表第5に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、電話等により申し込むことができる。

2 申込者は、移転申込書を提出する前までに、水道施設の移転改良等について管理者と協議を行わなければならない。ただし、緊急の場合は除く。

(決定の通知)

第18条 管理者は、前条第1項の規定による移転申込書を受領した場合、当該申込みに係る工事の施工の可否及び水道施設移転改良等工事分担金の額を決定（工事の施工を可とした場合に限る。）し、決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により水道施設移転改良等工事分担金の額を決定した場合、納入通知書を申込者に送付するものとする。ただし、第19条第6項の協議等により納入通知書が不要な場合は除く。

3 管理者は、前2項の規定に関わらず第17条第1項の申込みによる工事を管理者自らが施工すると判断した場合、修繕移設作業伝票（様式第14号）（以下「修繕伝票」という。）を作成し、修繕移設施工通知書（様式第15号）（以下「修繕通知書」という。）により申込者に通知した後、修繕移設施工分担金請求書（様式第16号）（以下「修繕請求書」という。）に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

(水道施設移転改良等工事分担金の額)

第19条 水道施設移転改良等工事分担金の額は、総経費の額とする。

- 2 既設管を移転改良する場合の総経費の額は、条例第5条第2項により、管理者が別に定めた償却単価に対象延長を乗じて得た償却累計額を減じるものとする。
- 3 既設管と新設管で管種や口径が異なる場合は、それぞれ次に掲げるとおり総工事費（規程第3条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を更正するものとする。
 - (1) 管種が変更となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長に、管理者が別に定めた材料費の差額を乗じて得た額の累計額を減じた額とする。
 - (2) 口径が増径変更となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長に要する総工事費に、管理者が別に定めた口径別の係数の比率を乗じて得た額の累計額とする。
 - (3) 前2号が同時となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長について、第1号にて更正した額に、第2号における係数の比率を乗じて得た額の累計額とする。
- 4 前項の規定に関わらず第17条第1項の申込みによる工事を管理者自らが施工すると判断した場合の総工事費は、管理者が別に定めた工事単価を用いて算出した額とする。
- 5 第2項の償却単価、第3項第1号の材料費の差額、第3項第2号の口径別の係数及び前項の工事単価については、毎年度改めるものとする。
- 6 規程第4条ただし書の管理者が必要と認めた場合とは、申込者が公共団体であって、公共団体が決定通知書の受理（工事の施工を可とした場合に限る。）後に管理者と分担金の納入方法及び納入時期について協議し、協議書若しくは協定書が作成された場合又は管理者が緊急と判断した場合をいう。

(工事の施工)

第20条 工事の施工は、管理者が行うものとする。

(工事の変更及び中止)

- 第21条 申込者の原因による工事の変更（中止の場合を含む。）を行う必要が生じた場合、管理者及び申込者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 申込者は、工事の変更を行う必要が生じた場合、速やかに管理者と変更の内容等について協議を行わなければならない。
 - (2) 申込者は、工事の変更を行う場合、変更申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、軽微な変更等管理者が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 管理者は、前号に規定する変更申込書を受理した場合、変更決定通知書により申込者に通知するものとする。
- 2 管理者は、自らが発注する工事において工事内容等を変更する必要が生じた場合、変更内容について申込者と協議し、その結果を変更通知書により申込者に通知するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
 - 3 管理者は、工事の変更により分担金の追徴が必要となった場合、変更による分担金の額を決定し、納入通知書を申込者に送付するものとする。

(分担金の精算)

第22条 管理者は、条例第6条の規定により分担金の精算の必要が生じた場合、分担金の精算額を決定し、精算通知書により申込者に通知するものとする。

2 分担金の還付が必要な場合、申込者は、前項の精算通知書の受理後、速やかに請求書を管理者に提出するものとする。

3 分担金の追徴が必要な場合、管理者は、第1項の精算通知書に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

第4章 水道施設修繕工事分担金

(適用範囲)

第23条 この章の規定は、条例第3条第3号に規定する水道施設の工事に適用する。

(工事の申込み)

第24条 前条の工事を申し込む者（以下この章において「申込者」という。）は、水道施設修繕工事申込書（様式第17号）（以下「修繕申込書」という。）に別表第6に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、電話等により申し込むことができる。

2 申込者は、修繕申込書を提出する前までに、水道施設の修繕について管理者と協議を行わなければならない。ただし、緊急の場合は除く。

(決定の通知)

第25条 管理者は、前条第1項の規定による修繕申込書を受理した場合、当該申込みに係る工事の施工の可否及び水道施設修繕工事分担金の額を決定（工事の施工を可とした場合に限る。）し、決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により水道施設修繕工事分担金の額を決定した場合、納入通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第26条第4項の協議等により納入通知書が不要な場合は除く。

3 管理者は、前2項の規定に関わらず第24条第1項の申込みによる工事を管理者自らが施工すると判断した場合、修繕伝票を作成し、修繕通知書により申込者に通知した後、修繕請求書に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

(水道施設修繕工事分担金の額)

第26条 水道施設修繕工事分担金の額は、総経費の額とする。

2 第24条第1項の申込みによる工事を管理者自らが施工すると判断した場合の総工事費は、管理者が別に定めた工事単価を用いて算出した額とする。

3 前項の工事単価については、毎年度改めるものとする。

4 規程第4条ただし書の管理者が必要と認めた場合とは、申込者が公共団体であって、公共団体が決定通知書の受理（工事の施工を可とした場合に限る。）後に管理者と分担金の納入方法及び納入時期について協議し、協議書若しくは協定書が作成された場合又は管理者が緊急と判断した場合をいう。

(工事の施工)

第27条 工事の施工は、管理者が行うものとする。

(工事の変更)

第28条 管理者は、自らが発注する工事において工事内容を変更する必要がある場合、変更内容等について申込者と協議し、その結果を変更通知書により申込者に通知するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 管理者は、工事の変更により分担金の追徴が必要となった場合、変更による分担金の額を決定し、納入通知書を申込者に送付するものとする。

(分担金の精算)

第29条 管理者は、条例第6条の規定により分担金の精算の必要がある場合、分担金の精算額を決定し、精算通知書を申込者に通知するものとする。

2 分担金の還付が必要な場合、申込者は、前項の精算通知書の受理後、速やかに請求書を管理者に提出するものとする。

3 分担金の追徴が必要な場合、管理者は、第1項の精算通知書に納入通知書を合わせて申込者に送付するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(様式)

第31条 条例、規程及びこの要綱の施行に必要な書類は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 水道施設布設工事申込書 様式第1号
- (2) 工事施工決定通知書 様式第2号
- (3) 工事変更申込書 様式第3号
- (4) 工事変更決定通知書 様式第4号
- (5) 施工変更通知書 様式第5号
- (6) 分担金精算通知書 様式第6号
- (7) 承認分担金工事誓約書 様式第7号
- (8) 工事着手届 様式第8号
- (9) 工所用材料使用届 様式第9号
- (10) 工事完成届 様式第10号
- (11) 工事検査結果通知書 様式第11号
- (12) 水道施設寄附採納届 様式第12号
- (13) 水道施設移転改良等工事申込書 様式第13号
- (14) 修繕移設作業伝票 様式第14号
- (15) 修繕移設施工通知書 様式第15号
- (16) 修繕移設施工分担金請求書 様式第16号

(17) 水道施設修繕工事申込書 様式第17号

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日までに受理した工事の申込み及び協定したものは、なお従前の例による。

(藤岡町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の西加茂郡藤岡町の区域における工事に係る工事分担金については、編入の日から平成18年3月31日までの間は、この要綱の規定にかかわらず、藤岡町工事分担金徴収要綱（平成10年藤岡町要綱第1号）の例による。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までに受理した工事に係る申込みその他の手続については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第11条関係）

水道施設布設工事申込書に添付する書類

名 称	備 考	部 数
位置図	1/2,500～1/10,000	1
平面図	1/500～1/1,000	1
道路横断図	1/100	1
配管詳細図	第10条に係る工事の申込みの場合 に必要	1
開発行為許可書（写）	第10条第2号、第3号に係る工事の 申込みの場合に必要	1
公図（写）		1
工程表		1
承認分担金工事誓約書	第10条に係る工事の申込みの場合 に必要	1
占用申請に必要な添付書類	第10条に係る工事の申込みの場合 に必要	2
その他必要な書類		1

別表第2（第14条関係）

工事着手届に添付する書類

名 称	部 数
道路使用許可書（写）	1
その他必要な書類	1

別表第3（第14条関係）

工事完成届に添付する書類

名 称	備 考	部 数
出来形資料	位置図（1/2,500～1,000） 平面図（1/1,000または1/500） 道路横断図（1/100） 掘削標準図（1/20） 配管詳細図 オフセット図 舗装展開図 出来形成果総括表、測定結果一覧表 継手管理表 工事写真（紙又は電子納品）	1

その他必要な書類		1
----------	--	---

別表第4 (第7条、第14条関係)

水道施設寄附採納届に添付する書類

名 称	備 考	部 数
竣工図	位置図 平面図 道路横断図 (第14条のみ必要) 掘削標準図 (第14条のみ必要) 配管詳細図 (第14条のみ必要) オフセット図 (第14条のみ必要)	2
その他必要な書類	寄附に必要な書類 (第7条のみ必要)	2

別表第5 (第17条関係)

水道施設移築改良等工事申込書に添付する書類

名 称	部 数
位置図	1
平面図	1
その他必要な書類	1

別表第6 (第24条関係)

水道施設修繕工事申込書に添付する書類

名 称	部 数
位置図	1
写真	1
その他必要な書類	1